

3 生計費及び労働経済関係

第 26 表 費目別 ・ 世帯人員別標準生計費

区 分	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	44,680 ^円	52,320 ^円	59,950 ^円	67,580 ^円
住居関係費	54,060	46,160	38,260	30,360
被服・履物費	5,580	7,260	8,950	10,630
雑 費	49,570	68,300	87,050	105,780
雑 費	17,010	18,440	19,870	21,300
計	170,900	192,480	214,080	235,650

(注) 1. 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費 ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 ……………その他消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

2. 2人～5人世帯について、総務省統計局の家計調査における大阪市勤労者世帯の平成29年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

3. 10円未満を四捨五入した。

第27表 労働経済指標

項目			年月		27年度	28年度					
							4月	5月	6月	7月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	全	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	288.5 0.4	289.9 0.5	293.8 0.5	287.5 0.3	290.3 0.0	290.1 0.3		
		大阪府	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	300.8 0.4	301.2 0.1	308.5 1.2	300.2 0.4	301.0 0.1	300.9 0.3		
		全	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	263.4 0.5	264.9 0.5	267.6 0.4	263.0 0.1	265.7 0.1	265.5 0.4		
		大阪府	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	275.7 0.3	275.8 0.0	280.2 0.7	274.4 0.7	275.3 0.4	276.4 0.3		
	総実労働時間数 (調査産業計)	全	(時間)	148.7	148.6	153.8	142.7	154.0	151.5		
		大阪府	(時間)	146.6	146.7	154.5	141.4	153.1	149.5		
		全	(時間)	12.9	12.7	13.3	12.2	12.5	12.5		
		大阪府	(時間)	12.5	12.5	14.0	12.3	12.4	11.9		
	統計局家計調査 (総務省)	消費支出	二人以上の世帯	全	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	285.6 0.9	281.0 1.6	298.5 0.7	281.8 1.6	261.5 2.7	278.1 0.9
			大阪府	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	252.0 6.0	255.0 1.2	236.9 12.0	232.0 9.2	230.4 4.7	259.2 3.3	
二人以上の世帯のうち勤労者世帯		大阪府	金額(千円) 前年度比 前年同月比(%)	262.0 8.3	276.8 5.7	257.4 5.0	246.1 7.6	229.5 15.0	251.7 6.6		
物価		消費者物価指数 (総務省統計局)	全	前年度比 前年同月比(%)	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.4	
	大阪府	前年度比 前年同月比(%)	0.7	0.4	0.1	0.2	0.4	0.3			
国内企業物価指数 (日本銀行)	全	前年度比 前年同月比(%)	3.2	2.3	4.4	4.6	4.5	4.2			
雇用	常用雇用指数 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	大阪府	前年度比 前年同月比(%)	1.9	1.4	1.8	1.7	1.5	1.6		
	有効求人倍率 (厚生労働省・大阪労働局)	全	(倍)	1.23	1.39	1.33	1.35	1.36	1.37		
		大阪府	(倍)	1.24	1.42	1.35	1.37	1.38	1.39		
	完全失業率 (総務省統計局・大阪府)	全	(%)	3.3	3.0	3.2					
大阪府		(%)	4.1	3.9	4.5						

(注) 1.「賃金・労働時間」の数値は、事業所規模30人以上の数値である。また、27年度及び28年度の数値は、それぞれ
 2.「消費支出」の数値は農林漁家世帯を含む数値である。
 3.「消費者物価指数」「国内企業物価指数」「常用雇用指数」の数値は平成27年基準(ただし、「国内企業物価指数」
 4.「常用雇用指数」の数値は、事業所規模30人以上の数値である。また、27年度及び28年度の数値は、それぞれ
 5.「有効求人倍率」の数値は季節調整値である。
 6.「完全失業率」の数値は原数値である。

平成28年					平成29年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
288.3	289.1	291.0	290.7	290.7	288.1	289.3	291.4	295.0
0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.3
299.8	299.6	300.2	300.3	299.4	295.3	295.0	297.3	301.2
0.2	0.2	0.3	0.2	0.0	1.1	2.1	2.2	2.3
264.3	265.0	265.6	265.1	264.9	263.4	264.1	266.1	268.9
0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6
275.5	275.7	275.7	274.8	273.6	271.1	270.8	272.7	275.3
0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	1.0	2.1	1.9	1.7
145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1
142.7	146.3	145.0	147.5	145.3	135.5	144.3	146.5	150.0
11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2
11.7	11.9	12.3	12.7	12.9	12.0	12.1	12.6	12.7
276.3	267.1	282.0	270.9	318.5	279.2	260.6	297.9	295.9
5.1	2.6	0.2	0.9	0.1	0.6	3.4	1.0	0.9
254.8	238.9	266.7	262.1	290.4	262.0	221.1	305.4	260.0
10.8	2.2	1.9	13.2	2.7	12.7	4.7	29.3	9.8
260.3	297.4	290.5	283.5	326.8	269.5	241.0	367.8	321.2
13.5	20.5	5.0	25.2	16.6	16.2	2.2	53.7	24.7
0.5	0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4
0.6	0.7	0.3	0.2	0.3	0.4	0.5	0.7	0.3
3.8	3.3	2.7	2.3	1.2	0.5	1.1	1.4	2.1
1.7	1.5	1.3	1.1	1.2	1.5	1.7	1.4	0.4
1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48
1.40	1.40	1.42	1.44	1.47	1.46	1.45	1.47	1.52
3.1	2.9			2.9				
4.1	3.5			3.4				

27暦年及び28暦年の数値である。

の平成27年度は平成22年基準)の数値である。

27暦年及び28暦年の数値である。

4 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査結果の活用について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成28年分は平成29年2月22日公表)

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業[鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

期間を定めずに雇われている労働者

1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民間の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	合計
大阪市内	1,082 所	1,025 所	987 所	3,094 所

【主な調査項目】

産業分類番号（大分類、中分類）

企業規模番号

新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	合計
大阪 市内	調査実人員	21,334 人	21,309 人	21,781 人	64,424 人
	母集団復元後	約 90.1 万人	約 85.1 万人	約 86.3 万人	約 261.6 万人

【主な調査項目】

性別 最終学歴 年齢 勤続年数 実労働日数

雇用形態

- ・ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分

労働者の種類

- ・ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分

役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）

- ・ 常用労働者 100 人以上を雇用する企業に限る。

職種番号

医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能

きまって支給する現金給与額

通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査

超過労働給与額

前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額

復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

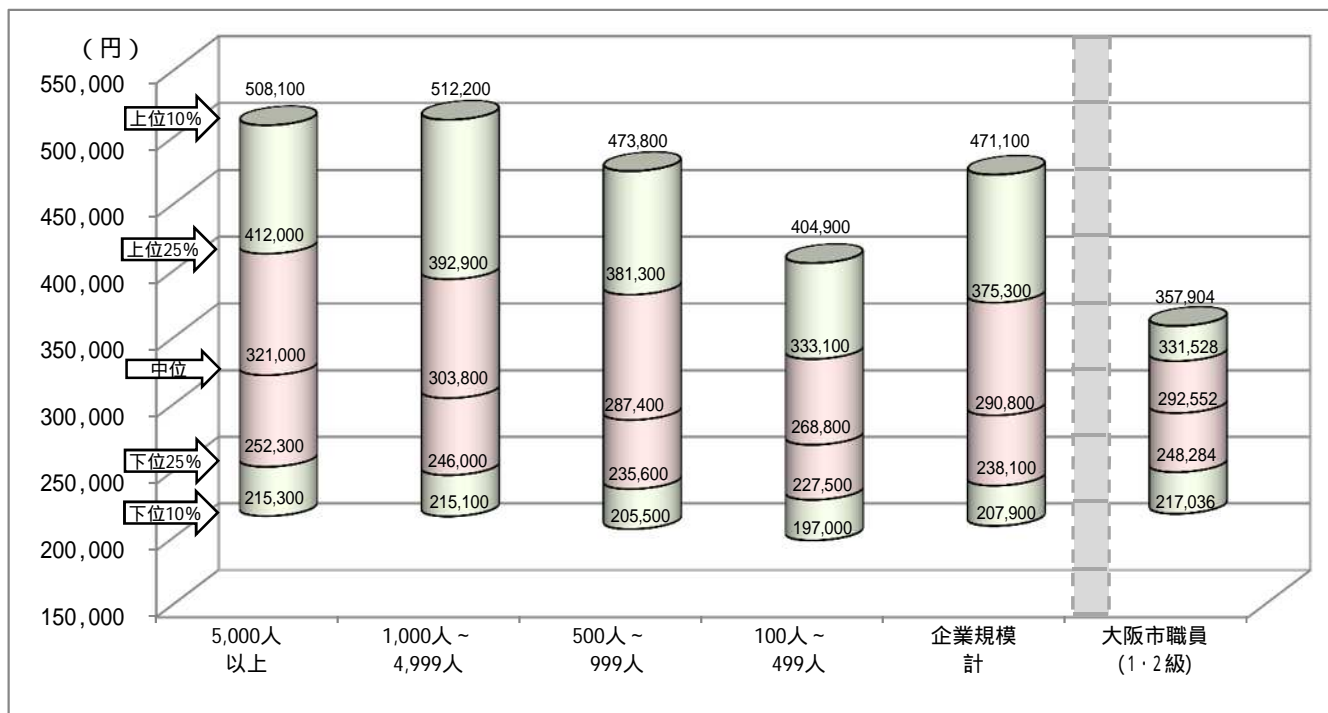
名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	5月初旬から6月中旬	7月	
結果公表時期	当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	平成26年から平成28年までの合計 大阪市：母集団 約59.3万人 調査実人員 59,398人 抽出率 約10.0%	平成26年から平成28年までの合計 大阪市：母集団 約261.6万人 調査実人員 64,424人 抽出率 約2.5%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者 に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額 月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 28 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）

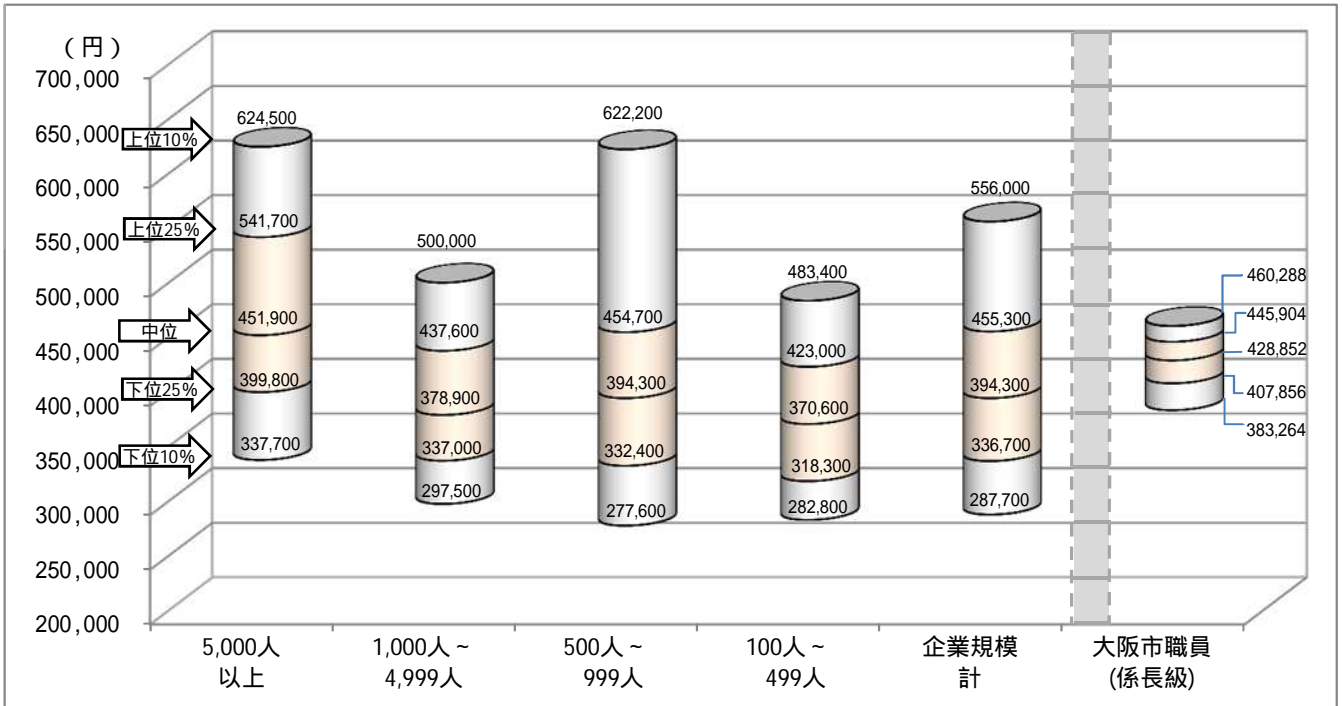


企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	508,100円	512,200円	473,800円	404,900円	471,100円	357,904円
上位25%	412,000円	392,900円	381,300円	333,100円	375,300円	331,528円
中位	321,000円	303,800円	287,400円	268,800円	290,800円	292,552円
下位25%	252,300円	246,000円	235,600円	227,500円	238,100円	248,284円
下位10%	215,300円	215,100円	205,500円	197,000円	207,900円	217,036円

- (注) 1.実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成26年から平成28年までの3年間の調査データで算出した。
 (以下、第31表までにおいて同じ。)
- 2.民間企業従業員の給与月額をきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
 (以下、第31表までにおいて同じ。)
- 3.大阪市職員の給与月額は、行政職給料表適用者の平成29年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。(以下、第31表までにおいて同じ。)

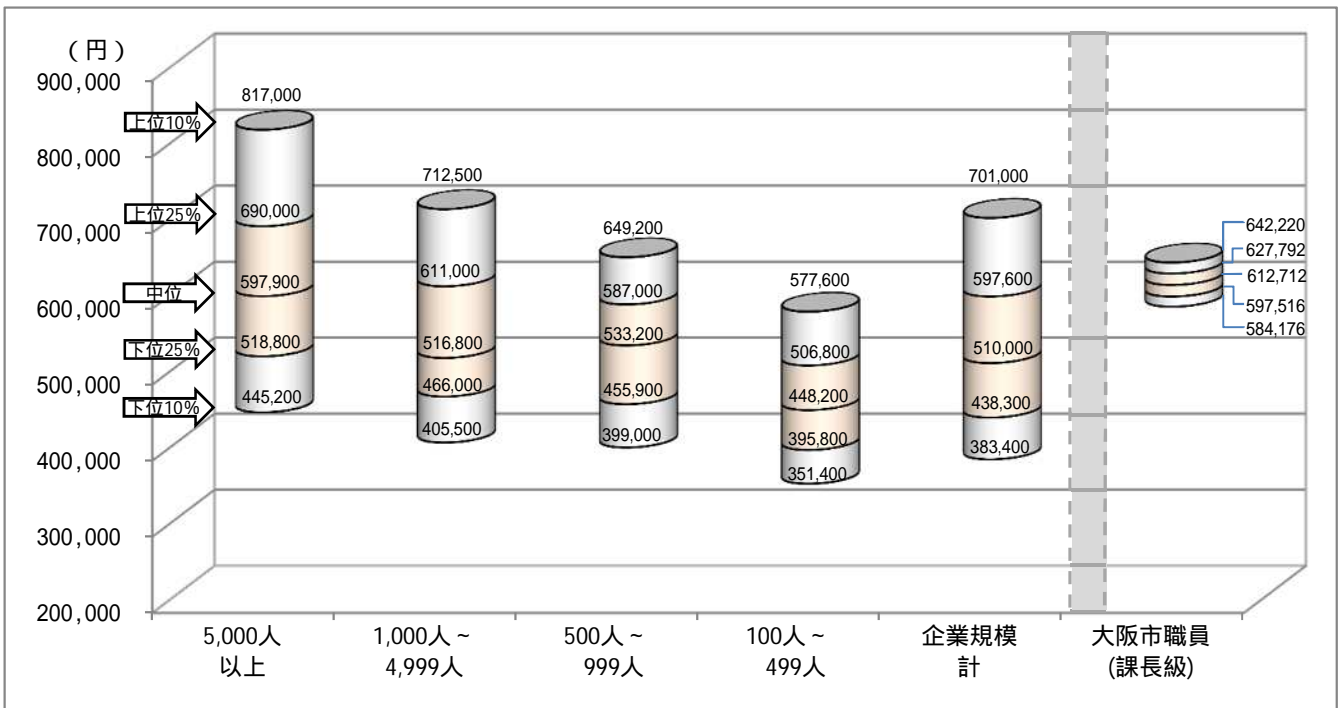
調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。
 上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
 上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
 中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
 下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与月額
 下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与月額
 以下、第31表までにおいて同じ。

第 29 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）



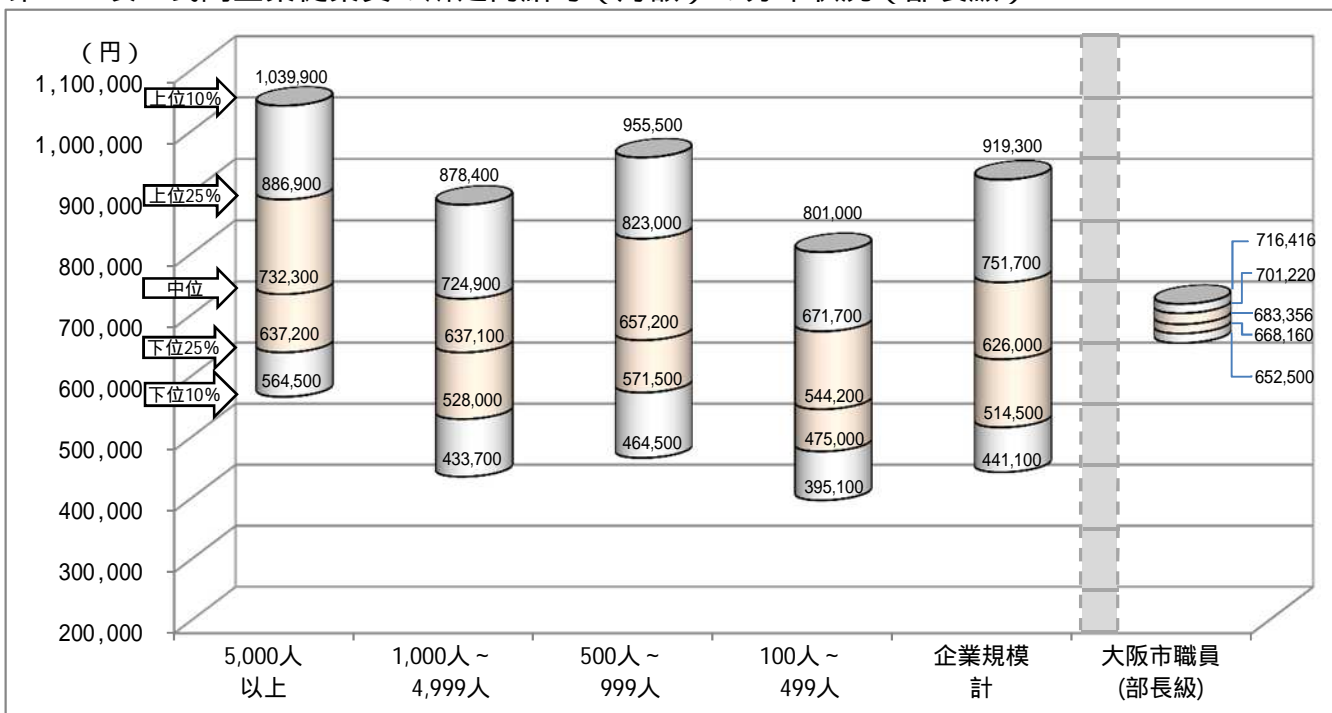
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	624,500円	500,000円	622,200円	483,400円	556,000円	460,288円
上位25%	541,700円	437,600円	454,700円	423,000円	455,300円	445,904円
中位	451,900円	378,900円	394,300円	370,600円	394,300円	428,852円
下位25%	399,800円	337,000円	332,400円	318,300円	336,700円	407,856円
下位10%	337,700円	297,500円	277,600円	282,800円	287,700円	383,264円

第 30 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	817,000円	712,500円	649,200円	577,600円	701,000円	642,220円
上位25%	690,000円	611,000円	587,000円	506,800円	597,600円	627,792円
中位	597,900円	516,800円	533,200円	448,200円	510,000円	612,712円
下位25%	518,800円	466,000円	455,900円	395,800円	438,300円	597,516円
下位10%	445,200円	405,500円	399,000円	351,400円	383,400円	584,176円

第 31 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1,039,900円	878,400円	955,500円	801,000円	919,300円	716,416円
上位25%	886,900円	724,900円	823,000円	671,700円	751,700円	701,220円
中位	732,300円	637,100円	657,200円	544,200円	626,000円	683,356円
下位25%	637,200円	528,000円	571,500円	475,000円	514,500円	668,160円
下位10%	564,500円	433,700円	464,500円	395,100円	441,100円	652,500円

第 32 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

その 1 給与減額措置前

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員		53～55歳	30～32年	685,692円	45～47歳	22～24年	602,932円
民間企業従業員 （企業規模）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	788,264円	45～47歳	22～24年	646,882円
	1,000～ 4,999人の企業			732,231円			547,466円
	500～999人の企業			610,418円			567,440円
	100～499人の企業			707,721円			496,234円

差引 （ - ）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	102,572円	45～47歳	22～24年	43,950円
	1,000～ 4,999人の企業			46,539円			55,466円
	500～999人の企業			75,274円			35,492円
	100～499人の企業			22,029円			106,698円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） 主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員		36～38歳	13～15年	375,148円	29～31歳	6～8年	278,875円
民間企業従業員 （企業規模）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	481,063円	29～31歳	6～8年	311,069円
	1,000～ 4,999人の企業			386,265円			294,741円
	500～999人の企業			391,090円			308,269円
	100～499人の企業			404,373円			278,285円

差引 （ - ）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	105,915円	29～31歳	6～8年	32,194円
	1,000～ 4,999人の企業			11,117円			15,866円
	500～999人の企業			15,942円			29,394円
	100～499人の企業			29,225円			590円

- （注）1. 年齢及び勤続年数は、本市職員及び民間企業従業員の平均及び在職者数の多い階層を考慮して設定している。（その2において同じ。）
2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成26年から平成28年までの3年間の調査データで算出した。（その2において同じ。）
3. 民間企業従業員の平均給与月額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。（その2において同じ。）
4. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の平成29年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員		53～55歳	30～32年	654,582円	45～47歳	22～24年	575,842円
民間企業従業員 （企業規模）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	788,264円	45～47歳	22～24年	646,882円
	1,000～ 4,999人の企業			732,231円			547,466円
	500～999人の企業			610,418円			567,440円
	100～499人の企業			707,721円			496,234円

差引 （ - ）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	133,682円	45～47歳	22～24年	71,040円
	1,000～ 4,999人の企業			77,649円			28,376円
	500～999人の企業			44,164円			8,402円
	100～499人の企業			53,139円			79,608円

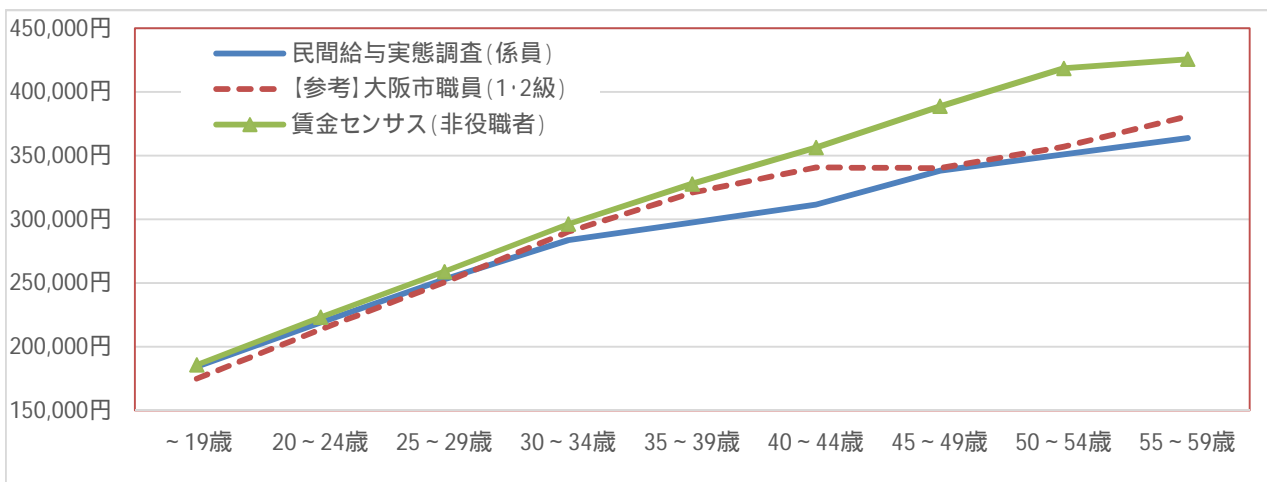
		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） 主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員		36～38歳	13～15年	364,389円	29～31歳	6～8年	274,513円
民間企業従業員 （企業規模）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	481,063円	29～31歳	6～8年	311,069円
	1,000～ 4,999人の企業			386,265円			294,741円
	500～999人の企業			391,090円			308,269円
	100～499人の企業			404,373円			278,285円

差引 （ - ）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	116,674円	29～31歳	6～8年	36,556円
	1,000～ 4,999人の企業			21,876円			20,228円
	500～999人の企業			26,701円			33,756円
	100～499人の企業			39,984円			3,772円

- (注) 1. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の平成29年4月1日現在における給与減額措置後の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。
2. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級 6.5%、部長級・課長級 5.5%、課長代理級以下 1.5%～4.5%）及び管理職手当（5%）の減額が実施されている。

第 33 表 役職段階別年齢階層別給与水準の状況

その1 係員級

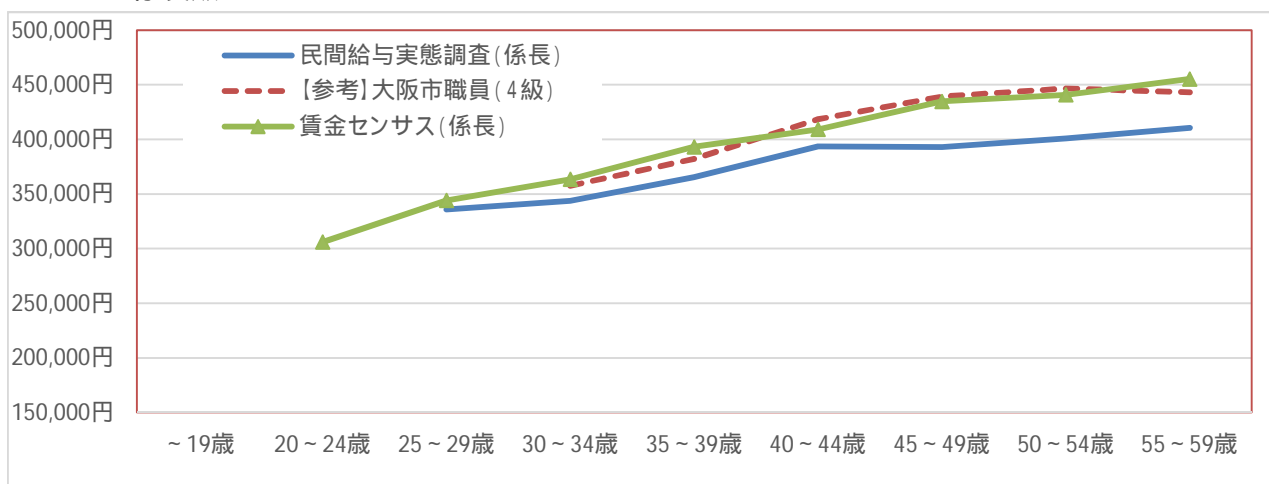


平均給与月額の比較

年齢	民間給与実態調査(係員)	賃金センサス(非役職者)	【参考】大阪市職員(1・2級)
～19歳	184,242円	185,852円	174,879円
20～24歳	218,921円	223,265円	213,621円
25～29歳	252,810円	259,063円	250,562円
30～34歳	283,811円	296,299円	290,291円
35～39歳	297,573円	327,790円	320,900円
40～44歳	311,498円	356,372円	340,797円
45～49歳	338,142円	388,683円	340,229円
50～54歳	350,986円	418,512円	357,036円
55～59歳	363,867円	425,626円	380,952円

- (注) 1. 民間給与実態調査の給与月額は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの(以下、その4まで同じ)
2. 賃金センサスの平均給与月額は、企業規模100人以上の実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術相当職種の者を対象とし、平成26年から平成28年までの3年間の調査データで算出した。(以下、その4まで同じ)
3. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の平成29年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。(以下、その4まで同じ)

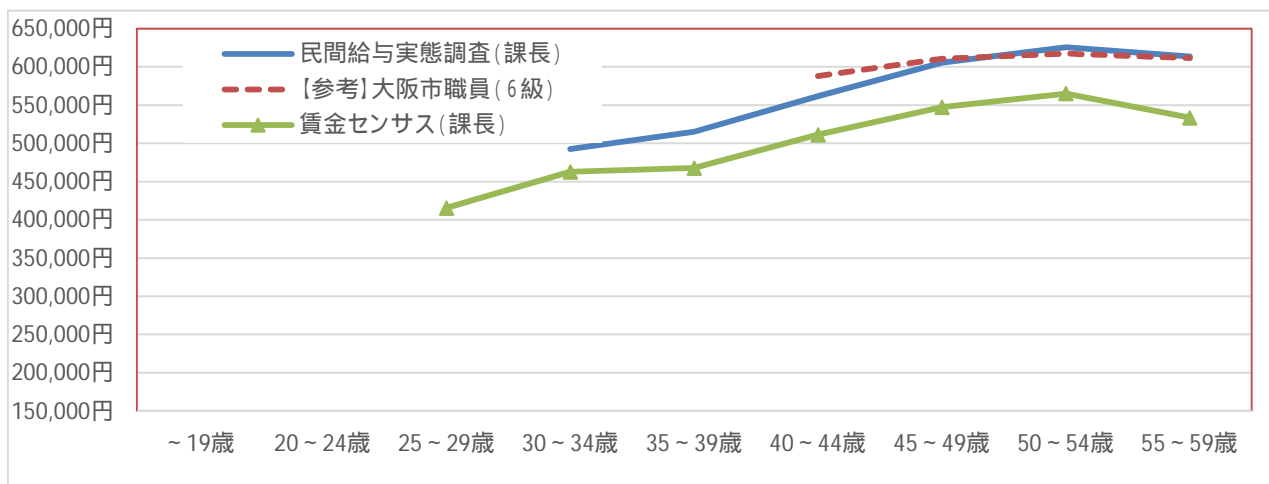
その2 係長級



平均給与月額の比較

年齢	民間給与実態調査(係長)	賃金センサス(係長)	【参考】大阪市職員(4級)
~19歳	-	-	-
20~24歳	199,000円	306,100円	-
25~29歳	335,879円	344,110円	-
30~34歳	343,637円	363,436円	357,548円
35~39歳	365,481円	393,267円	382,114円
40~44歳	393,557円	409,169円	418,434円
45~49歳	392,889円	434,807円	439,200円
50~54歳	400,933円	440,816円	446,449円
55~59歳	410,513円	455,278円	443,115円

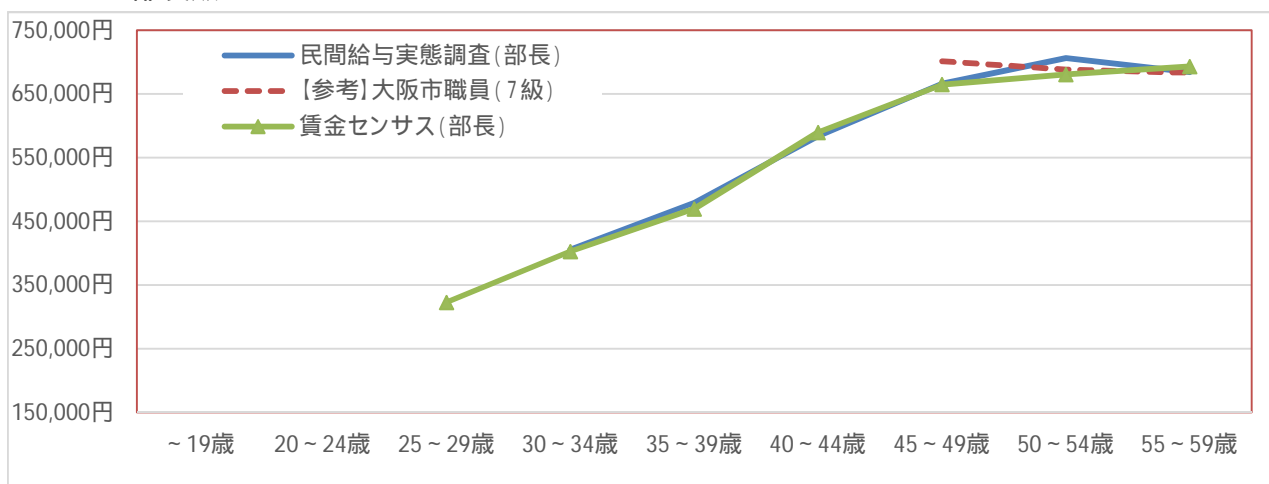
その3 課長級



平均給与月額の比較

年齢	民間給与実態調査(課長)	賃金センサス(課長)	【参考】大阪市職員(6級)
~19歳	-	-	-
20~24歳	-	-	-
25~29歳	-	415,375円	-
30~34歳	492,423円	462,757円	-
35~39歳	515,052円	467,799円	-
40~44歳	561,377円	511,302円	588,012円
45~49歳	605,403円	547,322円	610,613円
50~54歳	625,657円	565,021円	617,428円
55~59歳	613,477円	533,389円	611,231円

その4 部長級



平均給与月額の比較

年齢	民間給与実態調査(部長)	賃金センサス(部長)	【参考】大阪市職員(7級)
~19歳	-	-	-
20~24歳	-	-	-
25~29歳	-	322,875円	-
30~34歳	405,746円	402,675円	-
35~39歳	479,049円	469,412円	-
40~44歳	583,802円	589,458円	-
45~49歳	666,083円	664,667円	700,908円
50~54歳	705,917円	680,459円	688,284円
55~59歳	683,948円	692,873円	683,279円

5 保育士及び幼稚園教員関係

職員給与関係（保育士及び幼稚園教員関係）

職員の給与等の実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、本市の保育士及び幼稚園教員の給与等を検討するため、平成 29 年 4 月 1 日現在における本市の保育士及び幼稚園教員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象等

本市の保育士及び幼稚園教員を対象として実施した。（ただし、臨時的任用職員等を除く。）

学歴・年齢・勤続年数・給料月額・管理職手当については、次のとおりである。

- (1) 学歴 大学、短大、高校、中学の 4 区分に大別した最終学歴である。
- (2) 年齢 平成 29 年 4 月 1 日現在の満年齢である。
- (3) 勤続年数 本務採用時からのものである。ただし、幼稚園教員の勤続年数は教職についてからのものである。
- (4) 給料月額 保育士については、原則として減額措置が実施される前のものである。ただし、参考として給与減額措置前と給与減額措置後の金額を併記する場合には、給与減額措置後の額を括弧書きで表記している。
なお、給与減額措置として、1.5%～4.5%の減額措置が実施されている。
- (5) 管理職手当 原則として給与減額措置前の金額を掲載している。ただし、参考として給与減額措置前と給与減額措置後の金額を併記する場合には、給与減額措置後の額を括弧書きで表記している。
なお、給与減額措置として、5%の減額措置が実施されている。

第 34 表 職種別職員構成

項 目		保 育 士	幼 稚 園 教 員
平 均 年 齢		46.1歳	37.0
平 均 勤 続 年 数		21.7年	11.6
平 均 扶 養 親 族 数		0.6人	0.3
学 歴 別 構 成	大 学 卒	12.6% (98)人	66.0% (161)人
	短 大 卒	84.3% (654)人	34.0% (83)人
	高 校 卒	3.1% (24)人	—
	中 学 卒	—	—
男 女 別 構 成	男	2.7% (22)人	0.4 (1)
	女	97.3% (795)人	99.6 (243)
人 員		776人	244
平 均 給 与 月 額	給 料 月 額	309,566円 (305,151円)	310,640
	扶 養 手 当	6,138円	2,783
	管 理 職 手 当	—	12,254 (11,642)
	地 域 手 当	50,512円	52,108
	住 居 手 当	4,504円	7,434
	初 任 給 調 整 手 当	—	—
	単 身 赴 任 手 当	—	—
	計	370,720円 (366,305円)	385,219 (384,607)

- (注) 1. 任期付条例第2条第2項により任期を定めて採用された職員は集計の対象とし、それ以外の任期付職員及び再任用職員は集計の対象としない。
(以下、第36表までにおいて同じ。)
2. 学歴別及び男女別構成の()内は実人員である。
3. 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。
4. 保育士は、係長級以下は保育士給料表が適用され、課長代理は行政職給料表の5級が適用されるが、保育士の人員については、課長代理を含む人員である。
5. 平均給与月額の内は減額措置実施後のものである。

第 35 表 職種別・級別・号給別給料月額及び人員等
その 1 保育士

号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	141,900		192,000		224,200		359,700	27	337,900	
2	143,000		193,200		226,000		360,100		340,200	
3	144,100		194,400		227,800		360,600	3	342,500	
4	145,200		195,600		229,600		361,100	1	344,800	
5	146,300		196,600		231,300		361,400	12	346,900	
6	147,700		197,800		233,400		361,800		349,200	
7	149,100		199,000		235,500		362,300		351,500	
8	150,500		200,200		237,600		362,800		353,800	
9	151,800	4	201,200		239,600		363,100		356,000	
10	153,400		202,400		241,700		363,500		358,300	
11	155,000		203,600		243,800		364,000		360,600	
12	156,600		204,800		245,900		364,500	1	362,900	
13	158,000	1	205,800		248,000		364,800	1	365,200	
14	159,700		207,000		250,100		365,200		367,500	
15	161,400	2	208,200		252,200		365,700		369,800	
16	163,100		209,400		254,300		366,200	2	372,100	
17	164,600	5	210,400		256,500		366,500		374,300	
18	165,400	1	211,600		258,700		366,900	2	376,500	
19	166,200		212,800	1	260,900		367,300		378,700	
20	167,000		214,000		263,100		367,700	5	380,900	
21	167,600	4	215,000		265,100		368,200		383,100	
22	168,900		216,200	1	267,200		368,600	1	385,000	
23	170,200		217,400		269,300		369,000		386,900	
24	171,500	1	218,600	2	271,400		369,400		388,800	
25	172,700		219,600	2	273,300		369,900		390,400	
26	174,000	3	220,800		275,400		370,300		391,900	1
27	175,300	1	222,000		277,500		370,700		393,400	
28	176,600	1	223,200	2	279,600		371,100	1	394,900	
29	177,700	2	224,200	2	281,500		371,600		396,400	1
30	178,900	3	225,400	1	283,600		372,000	5	397,900	
31	180,100		226,600		285,700		372,400		399,400	
32	181,300	1	227,800	2	287,800	1	372,800		400,800	
33	182,600	1	228,800	1	289,700		373,300		402,200	
34	183,800	1	230,000		291,800		373,700		403,400	
35	185,000	3	231,200		293,900		374,100		404,600	
36	186,200	2	232,400	1	296,000		374,500		405,800	6
37	187,300	2	233,400	2	297,900		375,000		407,000	
38	188,500	2	234,600	1	299,900	1	375,400		408,000	
39	189,700	1	235,800	2	302,000	1	375,800		409,000	
40	190,900	1	237,000	2	304,100		376,200		410,000	1
41	192,000	2	238,000	1	306,000		376,700	1	411,100	
42	193,200	3	239,200	1	308,000		377,100		411,500	
43	194,400	1	240,400	1	310,100		377,500		412,000	
44	195,600	5	241,600		312,200		377,900	2	412,500	
45	196,600	2	242,600		314,100	1	378,400		412,800	1
46	197,700	3	243,700	1	315,900	7	378,800			
47	198,800		244,900	1	317,700	4	379,200			
48	199,900	3	246,100		319,500	10	379,600			

その1 保育士

給 号	1		2		3		4		5	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	201,000		247,100	2	321,100	7	380,100	1		
50	202,100		248,200	1	322,600		380,500	1		
51	203,200	1	249,400		324,100	4	380,900	1		
52	204,300	2	250,600		325,600		381,300			
53	205,200		251,600	2	327,000	6	381,800			
54	206,300	1	252,700	1	328,200	3	382,200			
55	207,400	5	253,900	1	329,500	17	382,600			
56	208,500		255,100	3	330,800	1	383,000			
57	209,400		256,100		331,900	5	383,500	1		
58	210,500	1	257,200		332,900		383,900			
59	211,600	1	258,400	4	333,900	1	384,300			
60	212,700	4	259,600	4	334,900		384,700			
61	213,600	3	260,600	1	335,900		385,200			
62	214,700	1	261,700		336,700		385,600	1		
63	215,800	1	262,900	2	337,500		386,000	1		
64	216,900	1	264,100	2	338,300		386,400			
65	217,800	2	265,100	1	338,900		386,800			
66	218,900	1	266,200		339,700		387,200	1		
67	220,000	1	267,400	2	340,500	3	387,600			
68	221,100	4	268,600	3	341,300	2	388,000			
69	222,000	1	269,600	6	341,900	1	388,400			
70	223,100	2	270,700		342,700	4	388,800	1		
71	224,200		271,900	2	343,500	1	389,200			
72	225,300		273,100	3	344,300	1	389,600			
73	226,200	4	274,100	2	344,900	2	390,000	24		
74	227,200	3	275,200	2	345,700					
75	228,300	2	276,400	2	346,500	1				
76	229,400	2	277,600	1	347,300					
77	230,300	4	278,600	5	347,900	4				
78	231,300	1	279,700	2	348,400					
79	232,400	4	280,800	1	349,000					
80	233,500	2	282,000	5	349,600					
81	234,400	3	283,000	9	350,000	6				
82	235,400	2	284,100	5	350,500	2				
83	236,500	2	285,200	7	351,000	4				
84	237,600	1	286,400	5	351,500					
85	238,500	2	287,400	6	352,000	3				
86	239,500	3	288,500	2	352,500	3				
87	240,600	1	289,600	6	353,000	4				
88	241,700	3	290,800	7	353,500					
89	242,600	3	291,800	6	354,000	40				
90	243,600	2	292,900	13						
91	244,700	2	294,000	51						
92	245,800		295,200	19						
93	246,700	4	296,200	14						
94	247,700		297,300	1						
95	248,800	2	298,400	4						
96	249,900		299,600							

給 号	1		2		3		4		5	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	250,800		300,600	9						
98	251,800	1	301,700	2						
99	252,900	2	302,800	3						
100	254,000	1	304,000	1						
101	254,900		305,000	15						
102	255,900		306,100	5						
103	257,000		307,200	2						
104	258,100		308,400	2						
105	259,000	1	309,400	8						
106	260,000		310,500	3						
107	261,100		311,600	1						
108	262,200	1	312,700	2						
109	263,100		313,800	63						
110	264,100	1								
111	265,200									
112	266,300									
113	267,200	3								
114	268,200	1								
115	269,300									
116	270,400	1								
117	271,300									
118	272,300									
119	273,300	1								
120	274,400									
121	275,300									
122	276,300									
123	277,300									
124	278,400									
125	279,300	4								
人員計(人)		162		358		150		96		10
平均給料月額(円)		219,726 (218,476)		316,093 (314,041)		344,860 (338,534)		371,785 (357,529)		404,590 (387,437)
平均年齢(歳)		33.8		46.7		51.9		54.2		57.7
平均勤続年数(年)		6.7		22.9		28.3		31.0		34.9

(注) 1.各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(その2において同じ。)

2.給料月額について、1～4級は保育士給料表、5級は行政職給料表の金額である。

3.保育士は、係長級以下は保育士給料表が適用され、係員は1級、主務は2級、主任は3級、係長は4級が適用される。課長代理は行政職給料表の5級が適用される。

4.平均給料月額の()内は減額措置実施後のものである。

その2 幼稚園教員

号給	1		2		3		4	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人
1	142,100		145,500		253,300	3	368,300	
2	143,600		147,900		255,900		369,800	
3	145,000		150,300		258,500		371,400	
4	146,400		152,700		261,100		372,900	
5	147,900		155,100		263,600	2	374,400	
6	149,700		157,600		266,200		375,900	
7	151,500		160,000		268,800		377,400	
8	153,200		162,400		271,400		378,900	
9	154,900		164,800		273,900		380,400	
10	156,900		167,000		276,500		381,800	
11	158,800		169,200		279,000		383,200	
12	160,700		171,400		281,500		384,600	1
13	162,600		173,600		283,900	1	386,100	
14	164,700		175,800		286,500		387,500	
15	166,800		178,000		289,000		388,900	
16	168,900		180,200		291,500		390,400	
17	171,100		182,300		294,000		391,800	
18	173,600		184,400		296,400		393,200	
19	176,000		186,500		298,700	3	394,700	
20	178,400		188,600		301,100		396,100	
21	180,700		190,700	9	303,500	1	397,500	
22	182,400		192,200		305,700	2	399,000	2
23	184,000		193,700	1	307,900		400,500	1
24	185,600		195,300		310,100	2	402,000	
25	187,000		196,800	7	312,300	1	403,300	1
26	188,400		198,200		314,500	2	404,700	
27	189,800		199,600		316,700		406,100	
28	191,200		201,100		318,900		407,500	
29	192,500		202,500	18	320,900	1	409,000	
30	193,900		203,900		322,900		410,400	
31	195,300		205,400	1	324,900	5	411,800	2
32	196,600		206,800		326,900	1	413,300	1
33	197,900		208,100	9	328,800		414,700	1
34	199,300		209,500	2	330,700	2	415,900	
35	200,700		210,800	1	332,600	2	416,900	
36	202,000		212,200		334,500	1	418,000	
37	203,400		213,400	3	336,400	1	419,000	1
38	204,200		214,700	10	338,200	2	419,600	
39	205,100		216,100		339,900	6	420,200	1
40	205,900		217,400	2	341,500		420,700	
41	206,600		218,600	4	343,100		421,300	1
42	207,400		220,000	5	344,600	1	421,900	1
43	208,100		221,300	1	346,200		422,300	
44	208,900		222,700	2	347,700	1	422,800	
45	209,500		223,900	1	349,200		423,300	1
46	210,200		225,200	2	350,800		423,800	
47	211,000		226,600	4	352,300		424,300	1
48	211,800		227,900		353,800	1	424,600	

給 号	1		2		3		4	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人
49	212,300		229,100	2	355,300	1	425,000	
50	213,100		230,500		356,900	1	425,500	2
51	213,900		231,800	6	358,400	2	426,000	1
52	214,600		233,200	1	359,900	1	426,400	
53	215,200		234,400	1	361,400		426,800	1
54	216,000		235,700		362,900	1	427,200	3
55	216,700		237,100	6	364,400	1	427,700	
56	217,500		238,400	1	365,900	1	428,100	1
57	218,100		239,600	4	367,400	2	428,500	1
58	218,800		240,900		368,800	1	428,900	2
59	219,600		242,200		370,200	1	429,400	2
60	220,400		243,400	1	371,600	1	429,800	2
61	220,900		244,600	3	372,900	1	430,200	2
62	221,700		245,800		373,900	2	430,600	1
63	222,500		247,100	1	374,800		431,100	2
64	223,200		248,400	1	375,800		431,500	
65	223,800		249,600	1	376,700		431,900	1
66	224,500		250,800	1	377,700		432,300	
67	225,200		252,100		378,600		432,700	1
68	225,900		253,300		379,600	1	433,000	3
69	226,500		254,500	2	380,500	1	433,400	1
70	227,200		255,800		381,500		433,800	
71	227,900		257,000		382,500		434,200	2
72	228,600		258,300	1	383,400	1	434,600	
73	229,100		259,500		384,400		434,900	3
74	229,800		260,700		385,400			
75	230,500		261,800		386,400			
76	231,200		263,100	1	387,300			
77	231,800		264,400	1	388,200			
78	232,500		265,600	1	389,200			
79	233,200		266,800	2	390,200			
80	233,900		268,000	1	391,100			
81	234,500		269,300	1	392,000	1		
82	235,200		270,600	1	393,000			
83	235,900		271,800	1	394,000			
84	236,600		273,000		395,000			
85	237,200		274,300	1	395,800	1		
86	237,900		275,400		396,800			
87	238,600		276,600		397,800			
88	239,300		277,900		398,800			
89	239,800		279,200		399,600			
90	240,500		280,500	1	400,600	1		
91	241,200		281,700		401,500	1		
92	241,900		283,000		402,500			
93	242,500		284,200		403,500			
94	243,200		285,500		404,300			
95	243,900		286,700		405,100			
96	244,600		287,900		405,900			

その2 幼稚園教員

号給	級		1		2		3		4	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	245,200		289,200		406,500	1				
98	245,900		290,400							
99	246,600		291,600							
100	247,300		292,800							
101	247,900		294,100							
102	248,600		295,400							
103	249,300		296,600							
104	250,000		297,900							
105	250,500		299,100							
106	251,200		300,300							
107	251,900		301,600							
108	252,600		302,800							
109	253,200		304,100							
110	253,900		305,300	1						
111	254,600		306,500	1						
112	255,300		307,700	1						
113	255,900		309,000							
114	256,600		310,300							
115	257,300		311,500							
116	258,000		312,800							
117	258,500		314,000							
118	258,800		315,200							
119	259,100		316,500							
120	259,400		317,700							
121	259,800		319,000							
122	260,100		320,200							
123	260,400		321,400							
124	260,700		322,600							
125	260,900		323,900							
126			325,200							
127			326,400							
128			327,600							
129			328,900							
130			330,100	1						
131			331,400							
132			332,600							
133			333,900							
134			335,100							
135			336,300							
136			337,500							
137			338,600							
138			339,800							
139			341,000							
140			342,300							
141			343,500							
142			344,600							
143			345,900							
144			347,100							

給 号	1		2		3		4	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人
145			348,300	1				
146			349,400					
147			350,700	1				
148			351,900					
149			353,100	2				
人員計(人)				133		65		46
平均給料月額(円)				249,165		356,118		424,119
平均年齢(歳)				29.6		41.6		51.8
平均勤続年数(年)				5.7		14.4		24.8

(注) 1. 幼稚園教員は、幼稚園教育職給料表が適用される。(講師及び助教諭等は1級、教諭は2級、主任は3級、園長は4級が適用される。)

2. 1級の講師及び助教諭等は臨時的任用職員のため、集計の対象外である。

第 36 表 職種別・年齢別人員分布

年 齡	計	保 育 士	幼稚園教員	年 齡	計	保 育 士	幼稚園教員
計	人 1,020	人 776	人 244	45	34	27	7
15歳				46	28	24	4
16				47	26	21	5
17				48	31	28	3
18				49	34	31	3
19				50	27	24	3
20	3	3		51	54	48	6
21	1	1		52	61	52	9
22	15	6	9	53	40	33	7
23	11	3	8	54	41	37	4
24	19	1	18	55	25	23	2
25	14	5	9	56	34	27	7
26	15		15	57	33	31	2
27	14	5	9	58	24	23	1
28	14	6	8	59	28	26	2
29	25	14	11	60			
30	18	10	8	61			
31	24	15	9	62			
32	13	11	2	63			
33	24	18	6	64			
34	26	18	8	65			
35	12	8	4				
36	28	19	9				
37	23	18	5				
38	23	14	9				
39	30	23	7				
40	23	19	4				
41	19	18	1				
42	34	28	6				
43	32	20	12				
44	40	38	2				

第 37 表 職種別 ・ 勤続年数別人員分布

年 数	計	保 育 士	幼 稚 園 教 員
計	人 1,020	人 776	人 244
1年未満	42	30	12
1	32	12	20
2	30		30
3	11		11
4	14		14
5	24	16	8
6	12		12
7	17	13	4
8	54	42	12
9	47	36	11
10	6		6
11	38	31	7
12	23	11	12
13	20	13	7
14	18	13	5
15	16	11	5
16	24	24	
17	20	20	
18	11	8	3
19	23	21	2
20	19	16	3
21	25	21	4
22	19	16	3
23	27	18	9
24	39	35	4
25	34	31	3
26	52	48	4
27	31	26	5
28	29	25	4
29	34	31	3
30	27	24	3
31	38	32	6
32	27	25	2
33	27	25	2
34	22	18	4
35	25	24	1
36	16	15	1
37	20	19	1
38	11	11	
39	13	12	1
40			
41	3	3	
42			
43			
44			
45			
以上			

民間給与関係（保育士及び幼稚園教員関係）

保育士民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、本市保育士の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、平成 29 年 4 月現在の大阪市内における民間の認可保育所（公設置民間保育所を含む。）及び認定こども園の保育士・保育教諭の給与の実態について調査したものである。

調査の実施は、大阪市内の認可された私立保育園で組織される大阪市私立保育園連盟の協力を得て行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象施設

計 376 園（うち、367 園において調査完了（調査完了率 97.6%））

大阪市内の全ての民間の認可保育所 355 園（ ）

〔
・認可保育所（民間） 320 園
・公設置民間保育所 35 園

（うち、347 園において調査完了）

（ ）平成 29 年 7 月 1 日時点で事業を停止していたものを除く

大阪市内の認定こども園（幼保連携型 及び保育所型） 21 園

（うち、20 園において調査完了）

幼保連携型認定こども園については、当該園の総定員に占める、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する子ども）の割合が半数を超えるものを対象とした。

(2) 調査対象職種

保育業務に従事する者のうち保育士資格を有する者

3 調査対象従業員

調査対象者は正規雇用され、フルタイムで働く者とし、臨時の職員及び役員はすべて除外した。

調査実人員は、4,798 人（うち、60 歳以上 88 人）である。

幼稚園教員民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、本市幼稚園教員の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、平成 29 年 5 月現在（子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に勤務する者については 4 月現在）の大阪市内における私立幼稚園及び認定こども園の幼稚園教員・保育教諭の給与の実態について調査したものである。

調査の実施は、大阪市内の私立幼稚園の設置者等で組織される大阪市私立幼稚園連合会等の協力を得て行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象施設

計 133 園（うち、120 園において調査完了（調査完了率 90.2%））

大阪市内の全ての私立幼稚園 103 園

（うち、91 園において調査完了）

大阪市内の認定こども園（幼保連携型 及び幼稚園型）30 園

（うち、29 園において調査完了）

幼保連携型認定こども園については、当該園の総定員に占める、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもの割合が半数を超えないものを対象とした。

(2) 調査対象職種

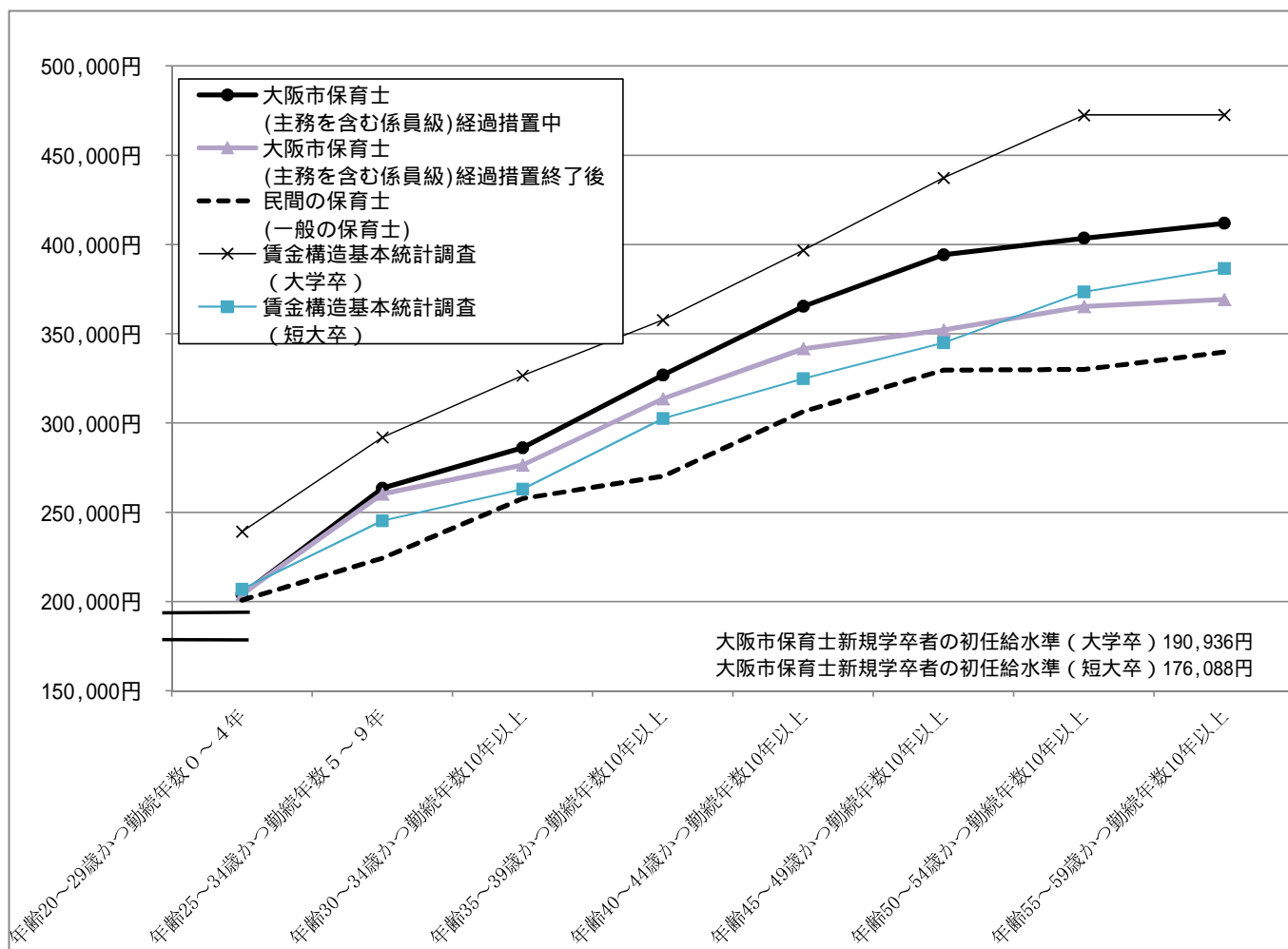
幼児教育を行う者のうち幼稚園教諭の免許状を有する者

3 調査対象

調査対象者は正規雇用され、フルタイムで働く者とし、臨時の職員及び役員はすべて除外した。

調査実人員は、1,212 人（うち、60 歳以上 34 人）である。

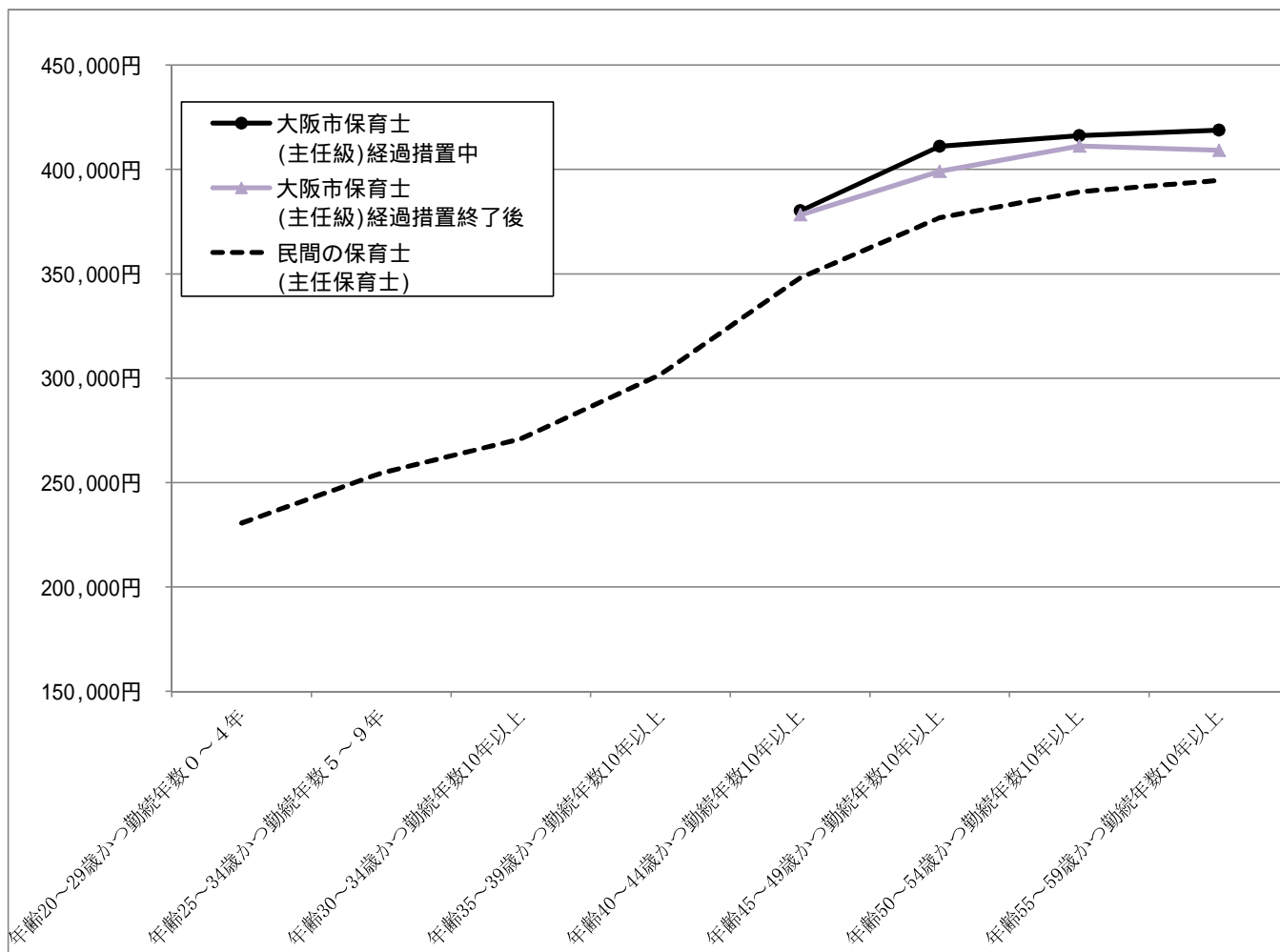
第 38 表 「大阪市保育士(主務を含む係員級)の給与」と「民間の保育士(一般の保育士)の給与」、
「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与(大学卒)、(短大卒)」の比較



	大阪市保育士 (主務を含む係員級)		民間の保育士 (一般の保育士)	賃金構造基本統計調査	
	平均給与月額		平均給与月額	平均給与月額	
	経過措置中	経過措置終了後		(大学卒)	(短大卒)
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	204,143円	204,143円	200,795円	239,270円	206,923円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	263,642円	260,327円	224,444円	291,973円	245,286円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	286,242円	276,473円	257,783円	326,695円	263,078円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	326,978円	313,708円	270,197円	357,774円	302,666円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	365,425円	341,742円	306,527円	396,830円	325,002円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	394,358円	352,275円	329,796円	437,449円	345,025円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	403,613円	365,310円	330,042円	472,575円	373,499円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	411,980円	369,205円	339,820円	472,641円	386,540円

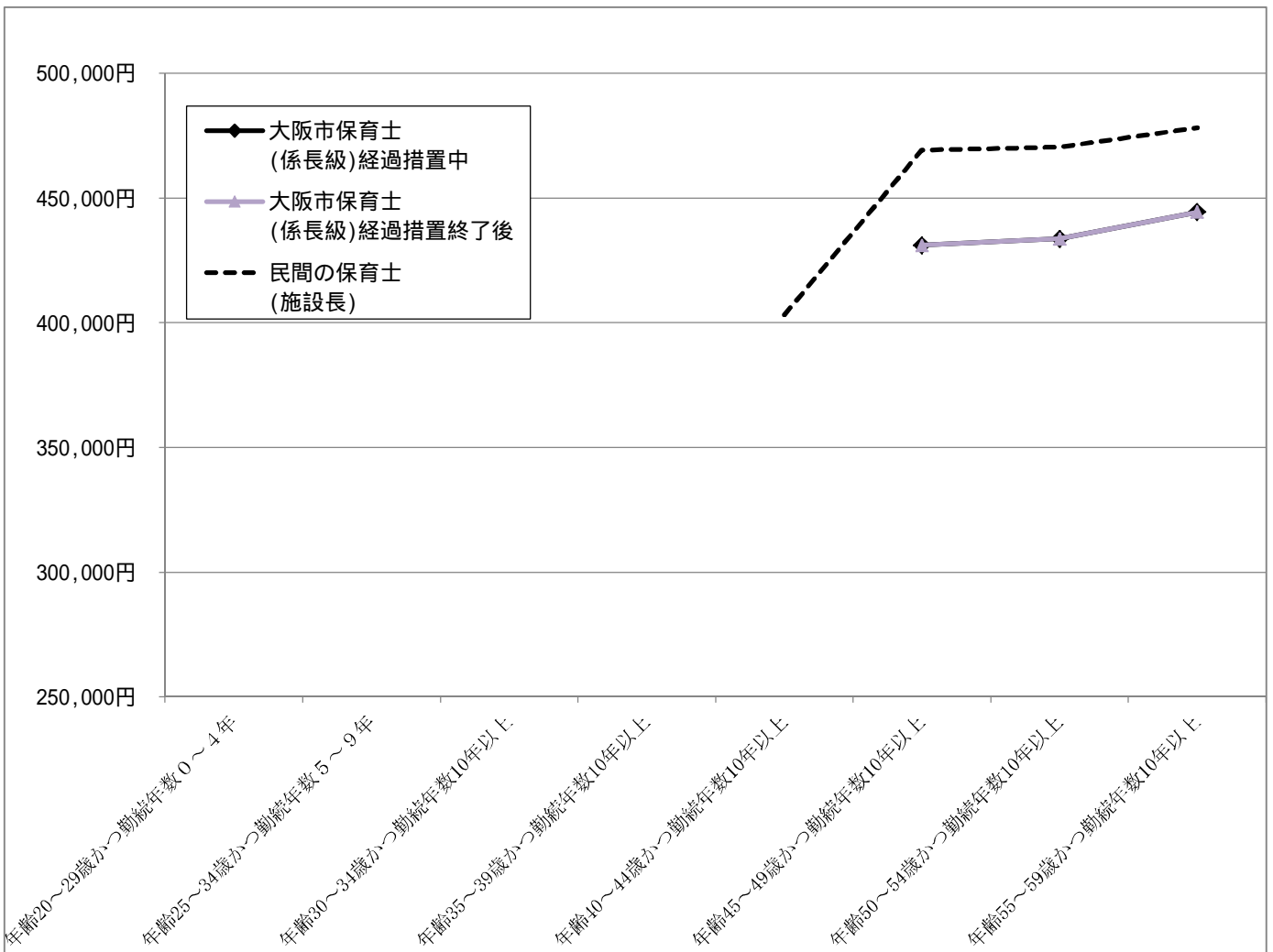
- (注) 1. 年齢が60歳以上の者については集計から除外した。(以下、第46表までにおいて同じ。)
2. 大阪市保育士の平均給与月額は、給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額で算出している。(以下、第39表までにおいて同じ。)
3. 大阪市保育士については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるといった経過措置が設けられている。「経過措置中」の金額は、この経過措置中の給料月額を用いて算出したものであり、「経過措置終了後」の金額は、この経過措置が終了したと仮定した場合の給料月額を用いて算出したものである。(以下、第39表までにおいて同じ。)
4. 大阪市においては給与の減額措置が実施されているが、すべて減額実施前の額を用いている。(以下、第39表までにおいて同じ。)
5. 民間の保育士の平均給与月額は、本俸に、諸手当(時間外手当及び通勤手当を除く。)を加えた金額である。(以下、第39表までにおいて同じ。)
6. 民間の保育士のうち、副主任、専門リーダー及び職務分野別リーダーについては、一般の保育士の集計対象としている。
7. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、大阪市内の実労働日数が15日以上一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象(ただし、役職者及び医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除く。)とし、平成26年から平成28年までの3年間の調査データで算出した。
8. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。

第 39 表 「大阪市保育士(主任級)の給与」と「民間の保育士(主任保育士)の給与」の比較



	大阪市保育士 (主任級)		民間の保育士 (主任保育士)
	平均給与月額		平均給与月額
	経過措置中	経過措置終了後	
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	-	230,727円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	-	-	254,667円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	-	-	271,018円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	-	-	301,834円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	380,242円	378,348円	348,132円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	411,091円	399,161円	377,023円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	416,230円	411,241円	389,402円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	418,849円	409,234円	394,736円

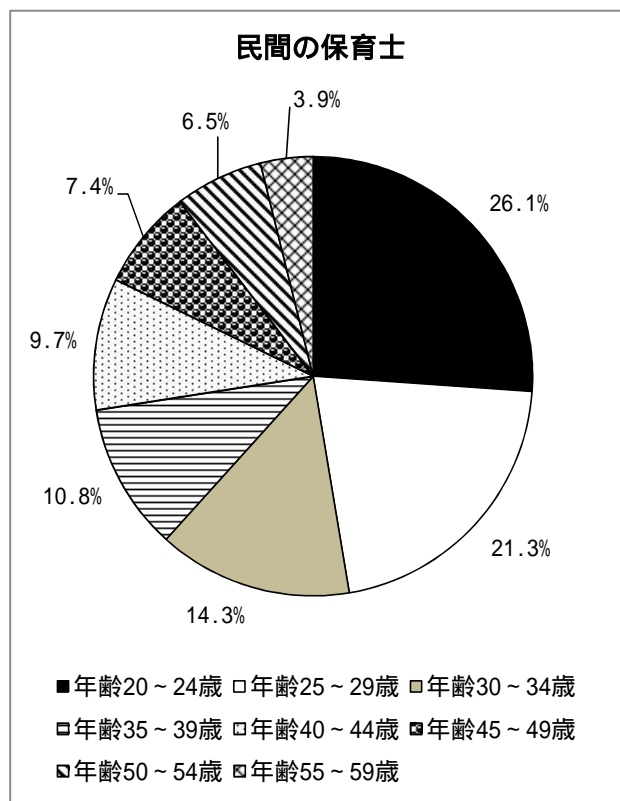
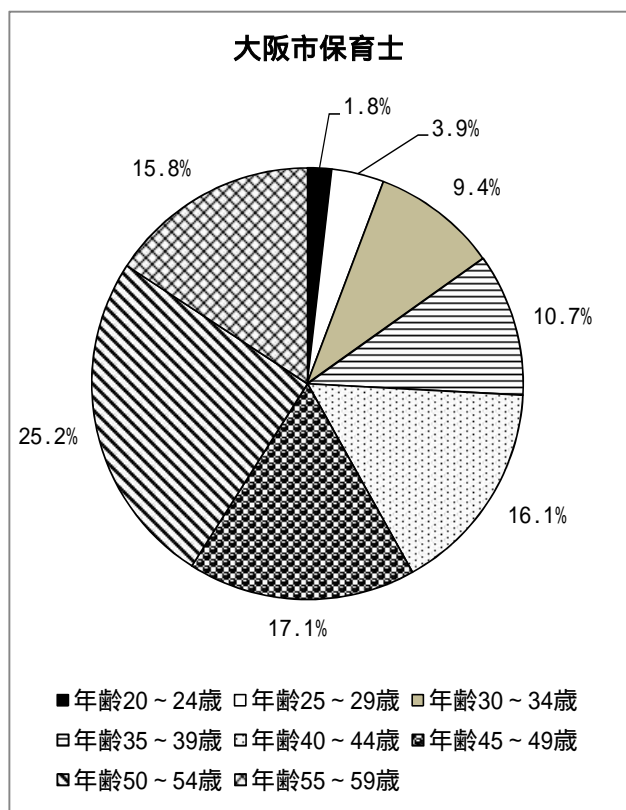
第 40 表 「大阪市保育士(係長級)の給与」と「民間の保育士(施設長)の給与」の比較



	大阪市保育士 (係長級)		民間の保育士 (施設長)
	平均給与月額		平均給与月額
	経過措置中	経過措置終了後	
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	-	-
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	-	-	*
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	-	-	*
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	-	-	*
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	-	-	403,215円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	431,039円	431,039円	469,159円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	433,561円	433,561円	470,331円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	444,351円	444,322円	478,091円

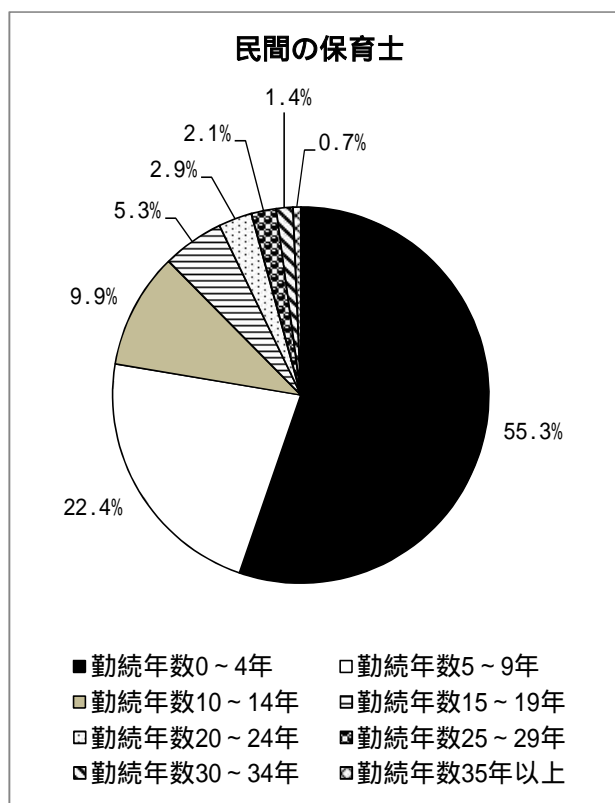
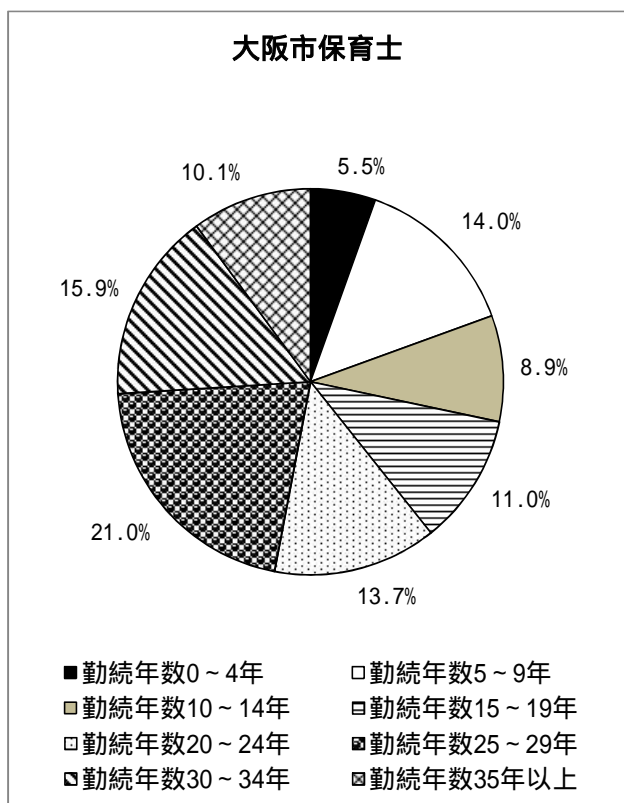
(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。

第 41 表 「大阪市保育士」と「民間の保育士」の年齢階層別人員構成比較

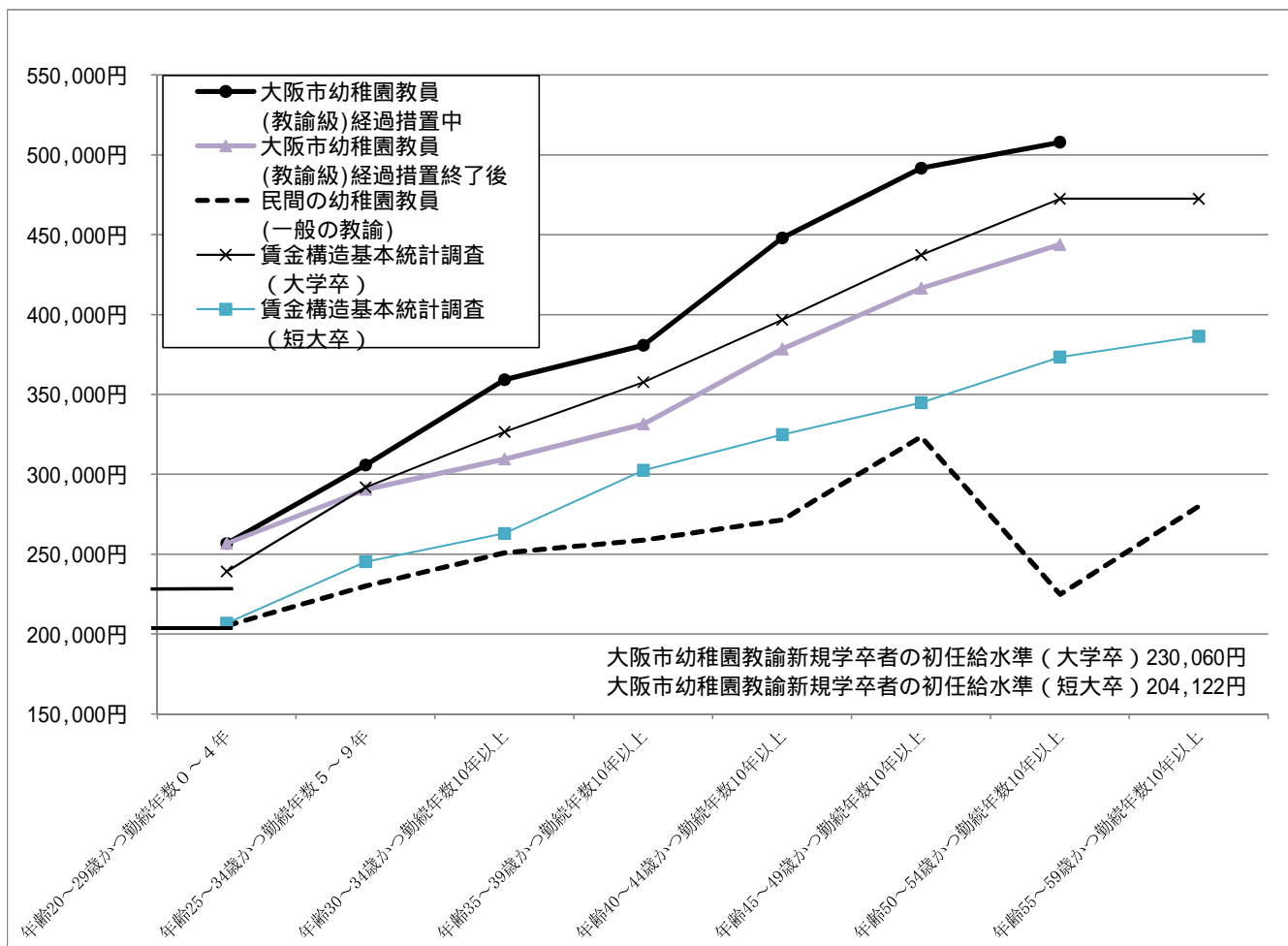


(注) 割合は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(次表において同じ。)

第 42 表 「大阪市保育士」と「民間の保育士」の勤続年数区分別人員構成比較



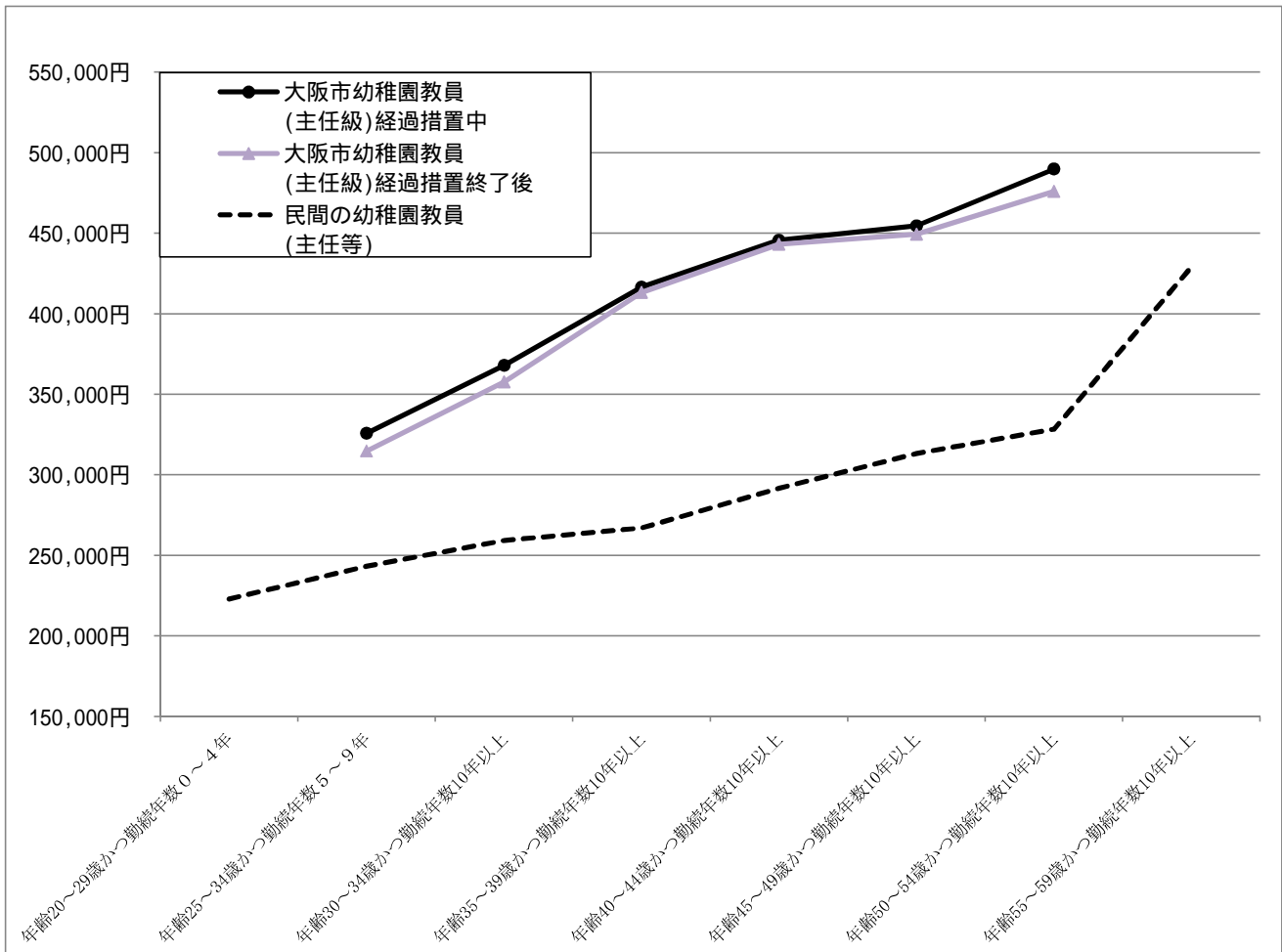
第 43 表 「大阪市幼稚園教員(教諭級)の給与」と「民間の幼稚園教員(一般の教諭)の給与」、
「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与(大学卒)、(短大卒)」の比較



	大阪市幼稚園教員 (教諭級)		民間の幼稚園教員 (一般の教諭)	賃金構造基本統計調査	
	平均給与月額		平均給与月額	平均給与月額	
	経過措置中	経過措置終了後		(大学卒)	(短大卒)
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	256,801円	256,801円	205,321円	239,270円	206,923円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	305,907円	290,627円	230,103円	291,973円	245,286円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	359,416円	309,642円	250,897円	326,695円	263,078円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	380,841円	331,516円	258,986円	357,774円	302,666円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	448,118円	378,489円	271,513円	396,830円	325,002円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	491,804円	416,670円	323,624円	437,449円	345,025円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	508,001円	444,067円	224,910円	472,575円	373,499円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	*	*	279,982円	472,641円	386,540円

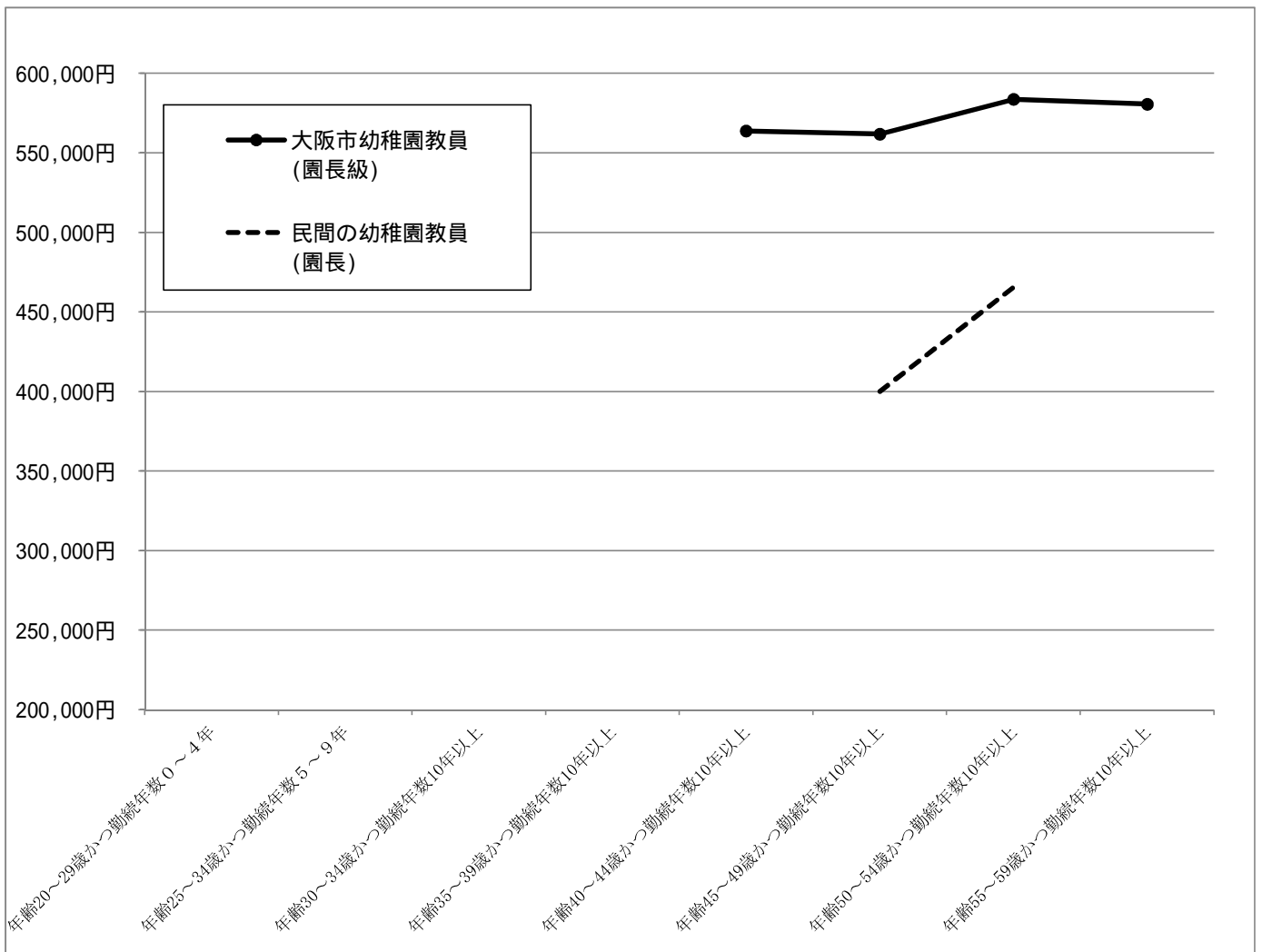
- (注) 1. 大阪市幼稚園教員の平均給与月額は、給料月額、教職調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額で算出している。(以下、第44表までにおいて同じ。)
2. 大阪市幼稚園教員については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるといった経過措置が設けられている。「経過措置中」の金額は、この経過措置中の給料月額を用いて算出したものであり、「経過措置終了後」の金額は、この経過措置が終了したと仮定した場合の給料月額を用いて算出したものである。(次表において同じ。)
3. 民間の幼稚園教員の平均給与月額は、本俸に諸手当(時間外手当及び通勤手当を除く。)を加えた金額である。(以下、第44表までにおいて同じ。)
4. 民間の幼稚園教員のうち、中核リーダー、専門リーダー及び若手リーダーについては、一般の教諭の集計対象としている。
5. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、大阪市内の実労働日数が15日以上一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象(ただし、役職者及び医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除く。)とし、平成26年から平成28年までの3年間の調査データで算出した。
6. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
7. 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下、第44表までにおいて同じ。)

第 44 表 「大阪市幼稚園教員(主任級)の給与」と「民間の幼稚園教員(主任等)の給与」の比較



	大阪市幼稚園教員 (主任級)		民間の幼稚園教員 (主任等)
	平均給与月額		平均給与月額
	経過措置中	経過措置終了後	
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	-	223,000円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	325,874円	314,914円	243,369円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	368,057円	357,831円	259,387円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	416,556円	413,422円	267,030円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	445,768円	443,279円	291,738円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	454,660円	449,410円	313,324円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	489,945円	476,045円	328,413円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	*	*	429,240円

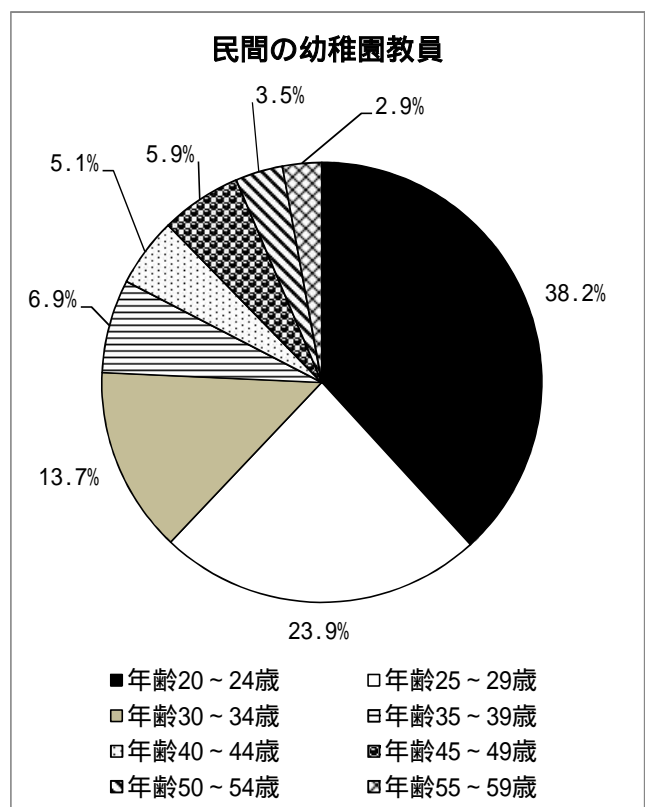
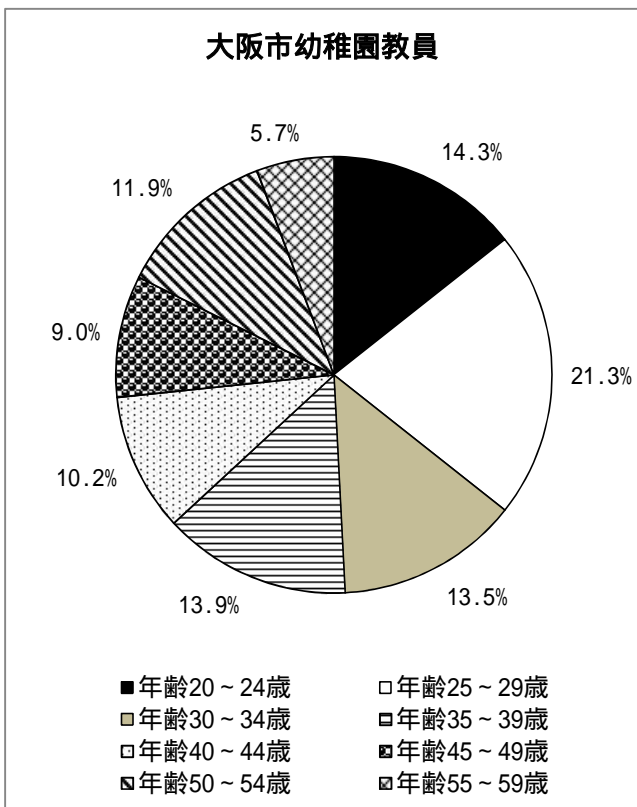
第 45 表 「大阪市幼稚園教員(園長級)の給与」と「民間の幼稚園教員(園長)の給与」の比較



	大阪市幼稚園教員 (園長級)	民間の幼稚園教員 (園長)
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	-
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	-	*
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	-	418,667円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	-	-
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	563,759円	-
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	561,816円	400,070円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	583,685円	465,470円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	580,685円	*

(注) 1. 大阪市幼稚園教員については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるといった経過措置が設けられたが、平成29年4月1日現在、園長級については経過措置中の者はいない。
 2. 大阪市幼稚園教員については管理職手当の減額措置が実施されているが、すべて減額実施前の額を用いている。

第 46 表 「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の年齢階層別人員構成比較



(注) 割合は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(次表において同じ。)

第 47 表 「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の勤続年数区分別人員構成比較

